

史跡等の概要

(1) 指定に至る経緯

仙台城跡は、戦前から近世城郭の中でも第一級の遺跡であるとの評価を受け、国史跡指定については、かねてより仙台市民や歴史学研究者の念願となっており、昭和 63 年（1988）、仙台市文化財保護審議会から、「取り急ぎ史跡指定により保存をはかるべきと考える具体的範囲」が答申された。しかし、史跡指定には至らずにいた。平成 14 年 5 月、本市は国に対して史跡指定の申請を行う基本方針を決定し、昭和 63 年の答申で示された範囲に基づき検討した約 103 ヘクタールのうち、市有地と同意を得られた範囲約 66ha について、平成 15 年初めに史跡指定の申請を行い、同年 8 月 27 日付の官報告示によって国史跡として指定された。

(2) 指定の状況

指定告示

史跡 仙台城跡

名称	仙台城跡
種別	史跡
指定面積	703,644.72 m ² （当初：662,257.36 m ² 、追加：16,756 m ² 、24,631.36 m ² ）
指定年月日	平成 15 年 8 月 27 日（文部科学省告示第 137 号）
追加指定年月日	平成 22 年 2 月 22 日（文部科学省告示第 18 号）
追加指定年月日	平成 24 年 9 月 19 日（文部科学省告示第 151 号）
指定基準	二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
所在地	当初 仙台市青葉区荒巻字青葉無番地の一部、 青葉区川内無番地の一部、12 番の一部、14 番、16 番、1 番 2、1 番 3、 1 番 4、1 番 5、1 番 6、1 番 7、1 番 8、1 番 9、1 番 10、1 番 11、1 番 12、 1 番 13、2 番、3 番の一部、4 番、5 番、13 番、17 番、18 番、19 番、 20 番、21 番、22 番、23 番
追加指定	仙台市青葉区川内 29 番
追加指定	仙台市青葉区川内 1 番 14、1 番 15

史跡の内容

（文化庁報道発表資料）

仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方に位置する東北の大大名であった仙台藩主伊達氏の城跡である。慶長 6 年（1601）、初代藩主政宗が築城を開始し、江戸期を通じて伊達氏の居城であった。本丸は、東側では広瀬川を望む 60m 以上の断崖により、南側は標高差 40m 以上の竜ノ口峡谷によって画されている。また、西側の尾根は堀切で遮断され、背後には天然記念物「青葉山」となっている御裏林が広がっている。

石垣修理に伴う発掘調査の結果、江戸時代前期の何回かの地震により石垣が崩れ、そのたびに縄張りを拡張整備していったことが明らかになった。仙台城跡で現在見られる切石積みの石垣は第 3 期のものであり、その内側に野面積みの 2 期にわたる石垣が確認されている。また、本丸御殿大広間の遺構も検出され、出土品としては金箔瓦・ヨーロッパ製ガラス器などや寛文の銘のある石材・慶長 12 年の墨書のある木簡などがある。

仙台城跡は、石垣等の保存状態が良好であり、発掘調査の結果、3期にわたる石垣の変遷などその築城の様子が確認された、我が国近世を代表する城跡として重要である。

天然記念物 青葉山

名称 青葉山
種別 天然記念物
指定面積 385,153 平方メートル
所在地 仙台市青葉区荒巻字青葉 12 番
指定年月日 昭和 47 年 7 月 11 日（文部省告示第 104 号）
指定基準 二 植物
（二）代表的原始林、稀有の森林植物相
（九）着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
（十）著しい植物分布の限界地
一 動物
（三）自然環境における特有の動物又は動物群聚

説明

本邦太平洋側の温帯林と暖帯林との接触地帯であり、面積約 40 万平方メートルの狭い地域の中に高等植物約 700 種、蘚苔類約 140 種が自生する。大部分は、モミを優占種とする美林で覆われ、その天然更新がよく見られる。モミは岩手県中南部にまで分布するがモミ林としては、青葉山が北限である。林床にはヒメノヤガラ、ムヨウランなどの腐生のラン科植物があり、同じく同種の北限にあたる。モミに着生するランの種類も豊富である。

また、シラカシ、アラカシ、ウラジロカシ、シロダモ、ユズリハ、タブノキ、モチノキなどの暖地性樹種に富み、太平洋側内陸部における集団分布の北限をなしている。

この森林には主なもので 31 科、125 種の鳥類が生息または繁殖しており、竜ノ口溪谷に面する崖面にはチョウゲンボウが繁殖する。

このように自然林が、しかも大都市近郊に残存することはきわめて貴重であり学術上の価値が高い。

市指定天然記念物 仙台城二の丸跡南西境の杉並木（部分）

名称 仙台城二の丸跡南西境の杉並木（部分）
種別 天然記念物
所在地 青葉区川内 12-2
員数 13 本
指定年月日 平成 18 年（2006）12 月 5 日
指定理由

仙台城二の丸跡の南西境に、残月亭跡付近から御裏林の山裾にそって、27 本のスギが生育して

いる。これらは、国指定天然記念物「青葉山」並びに国指定史跡「仙台城跡」指定地内に 14 本、指定地外に 13 本が位置し、樹間には多くの腐朽根株が残っている。現存株と腐朽根株は、全体として一連の杉並木を形成している。

「仙台城下絵図」（寛文 4 年 1664 宮城県図書館所蔵）によれば、「御二丸」の裏に広がる御裏林の一部に「御二丸」に接して、スギの特徴を有した樹林が描かれている。

昭和 40 年（1965）に東北大学植物園内、植物園西側のスギが落雷で倒れ、その木材標本を測定した結果、年輪から樹齢 330 年、胸高直径 97 cm（中心から長半径 61.5 cm、短半径 35.5 cm）であった。測定の 330 年前は、初代仙台藩主伊達政宗が逝去した寛永 13 年（1636）。二の丸が造営された寛永 15～16 年（1638～39）頃にあたり、スギは平均して短半径側（推定北向き）で年間約 1mm、長半径側（推定南向き）で年間約 2mm 成長していた。樹齢 330 年のスギの個体差による成長差を考慮し、現在、直径約 100 cm 以上のスギは、樹齢約 370 年の可能性があると考えられる。

スギ現存株の太さは、直径 77 cm から 133 cm であるが、現存株の間には多くのスギの腐朽根株が残っており、一連の並木となっていることから、この並木は藩政期に管理され、直径約 100 cm に満たないスギも二の丸の杉並木として補植されたものであると考えられる。

指定地外のスギ 13 本のうち、8 本は二の丸造営期から残るスギで、残る 5 本も 19 世紀初頭以前に補植されたものと推定され、藩政期から保護されてきた杉並木とみられ、仙台市指定天然記念物として指定すべき価値がある。

[参考]

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（一部）

（昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第 2 号（昭和 30 年、平成 7 年改正））

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの

一 動物

- (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (四) 日本に特有な畜産動物
- (五) 家畜以外の動物で海外より我が国に移植され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六) 特に貴重な動物の標本

二 植物

- (一) 名木、巨木、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地租巢の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上
- (四) 生物の働きによる地質現象
- (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (六) 洞穴
- (七) 岩石の組織
- (八) 温泉並びにその沈殿物
- (九) 風化並びに侵食に関する現象
- (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一) 冰雪霜の営力による現象
- (十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の地域（天然保護区域）